

## Gard Alert

# 有害なカーゴホールド洗浄水の排出に関するMEPC 69の決定

こちらは、英文記事「[MEPC 69 on discharge of harmful cargo hold wash water](#)」（2016年5月6日付）の和訳です。

IMO海洋環境保護委員会（Marine Environment Protection Committee [MEPC]）は、MEPC.1/Circ.810の規定の継続適用を承認しませんでした。

2016年1月、海洋環境有害物質（HME）と申告された貨物を積載したカーゴホールドの洗浄水を受け入れる港湾施設が十分にあるのかという問題と、IMOサーキュラーMEPC.1/Circ.810<sup>1</sup>が2015年12月31日に期限切れとなったことについて、メンバーからは多数の問い合わせがありました。MEPC.1/Circ.810が期限切れとなるまでは、特別海域の外であれば、固体ばら積み貨物を積載していたカーゴホールドの洗浄水を一定の状況のもとで船外に排出することが認められていました。過去のGardサーキュラー<sup>2</sup>をご覧ください。



## MEPC 69の決定

MEPC 69の報告書の素案によりますと、MEPC.1/Circ.810の適用の延長提案は承認されませんでした。同報告書では、延長を支持する代表団の意見として、船主と運航者が適切な受入施設を見つけにくい状況が続いており、港湾とターミナルがMARPOL条約附属書Vに基づく義務を果たし、適切な受入施設を提供できるようになるまでMEPC.1/Circ.810の適用を延長する必要があると述べています。しかし、代表団の大部分は、HMEの残渣を処理する港湾受入施設の数は増えてきており、MEPC.1/Circ.810の適用延長は、必要な受入施設を提供しようとする港湾とターミナルの取り組みを妨げるだけでなく、その意欲を削ぐおそれがあるという見解を示しました。

## 推奨事項

メンバーの皆様におかれましては、MEPC69が下した決定の内容（すなわち、MEPC.1/Circ.810の適用が延長されないこと）と、MARPOL条約附属書Vの規則4.1.3と6.1.2に従い、HMEに分類される物質を含む貨物の残渣や、カーゴホールド洗浄水の船外への排出は一切認められないことにご注意ください。重要なのは、乗組員が現行の廃棄物処理要件を熟知し、ある程度の排出が許可される条件を明確に理解しておくことです。「[Consolidated Guidance for Port Reception Facility providers and users](#)（港湾受入施設提供者と利用者向け総合ガイダンス）（英文）」（MEPC.1/Circ.834）は、MARPOL条約に定められた残渣や廃棄物を陸上で引き渡す乗組員のための実用的なガイドとして作成されたものであり、ベストプラクティスを確立するためのベースを提供してくれるものです。このガイダンスでは、船舶から発生する残渣や廃棄物を最小限に抑えることに加え、運送契約上でも配慮することを、「高度な計画（Advanced planning）」という言葉で表現しています。

また、世界各地において適切な受入施設が整備されることを促すため、港湾受入施設の不備を発見した場合には、MEPC.1/Circ.834の付属書1に定められた手順に従ってその不備を報告することを船長に奨励するようにしてください。

<sup>1</sup> 「[IMPLEMENTATION OF MARPOL ANNEX V - Adequate port reception facilities for cargoes declared as harmful to the marine environment under MARPOL Annex V](#)」（英文）（2013年6月27日付）

<sup>2</sup> Gard Alert「[MARPOL条約附属書V - カーゴホールドの有害な洗浄水の排出](#)」（2016年1月21日付）およびLoss Prevention Circular「[MARPOL Annex V - disposal of residues from solid bulk cargoes](#)（英文のみ）」（2013年7月29日付）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。